

よつば通信 No. 42 [2015年夏の号]

*+:o.o o.o:+**+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:

向夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃は格別のお引き立てをいただき、ありがたく御礼申し上げます。
大変長い間お休みをいただいております「よつば通信」ですが、
このたび復活の運びとなりました。
発行はゆっくりめになるかもしれませんが、お役に立てるような情報や
事務所内の様子を少しでもお伝えできたらと思います。
今後ともどうかよろしくお願い申し上げます。

*+:o.o o.o:+**+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:o.o o.o:+* *+:

早速、わたくしの近況など……。
芸術のことはよくわかりませんが、美術館・博物館が好きなので、
観たいものがあると多少遠くても出向きます(^-^)
……が、ここしばらく どこにも行っていないことにふと気づきました。
これではいかん！ということで、今回は東京都美術館で開催されていた『大英博物館展』へ
行ってまいりました(^-^)
大小合わせて 100 点が展示されており、とても見応えがありました。
まず入ってすぐに目に飛び込んできたのは、古代エジプトの女王の棺。
紀元前 600 年ほど前のものですが保存状態がとても良かったのが印象的でした。
他にも、初代ローマ皇帝のアウグストゥス帝の胸像(紀元 1~40 年頃のもの)や
ウルのスタンダード(紀元前 2500 年前のもの)、ガンダーラの仏像(紀元 100~300 年頃のもの)、
柿右衛門の象(1650~1700 年頃のもの)などがありました。
レプリカでしたが、「大英博物館と言えばコレ！」のロゼッタストーンも展示されて
いました。
いろいろ見た中で一番印象的だったのはガンダーラの仏像。人の姿になったブツダ
(お釈迦様)の像でした。どうしたらこんな顔に彫れるのか……と思うくらい
とても優しく穏やかな顔をしていたので、しばし見入ってしまいました。

様々な時代、様々な国の歴史的価値の高いものが日本に居ながら観られるというのは
とてもありがたいことだと感謝しつつ、彼の地にある
大英博物館へも行ってみたい……。
また悪い癖がムズムズしてきました(^-^);。
(小池さおり)



この時期におさえておきたい

事業者としてのマイナンバー ～基礎知識 概要～

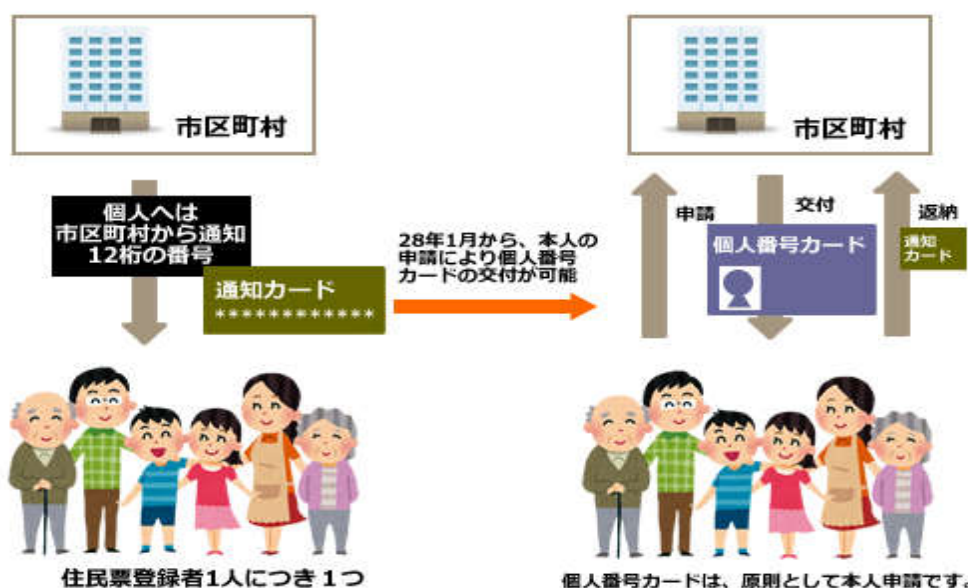
平成 28 年 1 月 1 日から、マイナンバー（社会保障・税番号）制度がはじまります。一部を除き、従業員を雇用している事業者であれば、税金や社会保険の手続き上、従業員から個人番号の提供を受けなければならない、事業者の立場としての対応が求められます。しかし、いつから何をやればいいのか、いまいちよく分からないという方も多いかと思えます。そこで、今号と次号とにかけて、事業者としてのマイナンバー基礎知識をお伝えしていきます。

■マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会実現のための社会基盤として創設されました。個人は住民票登録者に対して 1 人 1 つ 12 桁の番号（以下「マイナンバー」）が、法人は 13 桁の法人番号が付与されます。平成 27 年 10 月から順次、個人は市区町村から住民票登録住所へ、法人は税務署から登記上の本社住所へ通知され、平成 28 年 1 月から利用開始されます。個人は住民票登録者に対して付与されるため、日本国籍者であっても海外で居住している住民票のない方は付与されません。一方、外国籍の方であっても日本の住民票があれば付与されます。このマイナンバーは原則として一生使うものですので、手元に届いた通知カードを紛失しないように管理しなければなりません。

また、平成 28 年 1 月から、本人の申請により個人番号カードの交付を受けることができます（任意）。通知カードはマイナンバーを通知するためのカードであるのに対し、この個人番号カードは住基カードの代わりになるものであり、身分証明書としての利用も可能なため、個人番号カードの取得を是非ともお勧めします。

【個人番号カードの交付の流れ】



■マイナンバー制度の利用分野と事業者としての実務対応

現状予定されているマイナンバーの利用分野は、社会保障・税・災害対策の3分野です。このうち事業者が行う対応は、社会保障と税の2分野です。事業者は自身の確定申告や届出の他、従業員の給与所得の源泉徴収票や支払調書の作成などの税務関係、健康保険・厚生年金・雇用保険の被保険者資格取得届の作成などの労務関係の書類作成の際に、マイナンバーや法人番号を記載します。



マイナンバーの記載を要する書類の提出時期は以下となります。

計画的な従業員のマイナンバー管理が必要となって参りますので、どうぞご確認ください。

	分野・対象税目・届出書類名等	番号の記載及び提出開始時期
税務	国税・地方税 所得税、贈与税、個人住民税、個人事業税	平成28年分の申告書から
	国税・地方税 法人税、法人住民税、法人事業税	平成28年1月1日以後開始事業年度に係る申告書から 例、12月末決算法人の場合 →平成28年12月期の申告から
	国税・地方税 消費税	平成28年1月1日以後開始課税期間に係る申告書から
	国税 相続税	平成28年1月1日以後の相続又は遺贈に係る申告書から
	国税 法定調書	平成28年1月1日以後の支払等に係る法定調書から 例、給与所得の源泉徴収票 →平成28年分から ただし、配当などの一定の支払調書は、3年間の猶予あり
	地方税 支払報告書	平成28年分の支払報告書から 例、平成29年1月31日までに提出する平成28年分給与支払報告書
	国税・地方税 申請書・届出書	平成28年1月1日以後に提出すべき申請書等から
労務	雇用保険 雇用保険被保険者資格取得届 雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分から
	健康保険・厚生年金保険 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 健康保険被扶養者（異動）届 等	平成29年1月1日提出分から

（※）国民健康保険組合は、平成28年1月1日から予定。
 （※）既存の方は、平成28年1月以降いずれかの時期に報告を依頼する予定。

内閣府HP「事業者向けマイナンバー資料（平成27年1月版）」他より作成

次号では、事業者としての具体的なマイナンバー制度対応に触れていきます。

お楽しみに(^o^)/

昨年、よつば総合事務所に入社した3人から、改めてご挨拶申し上げます。

こんにちは。平成26年12月によつば総合事務所に出戻って参りました清水香住です。初めましての方も多いかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。2年前に実家に戻ってきて以来、陶芸を始めました。ルーシー・リーさんが好きで、あんな作品を作りたいな—と思いながら土をこねては積み上げていくのですが、性格がひん曲がっているのを隠し切れず左右均等になったためしがありません。出来上がった歪んだ作品を眺めては‘だって人間だもん’と自分を慰める日々です。それでも、ひとつひとつの工程を経て、ひとつのものをゆっくり完成させていくのがとても楽しいです。
こんな私ですが、どうぞよろしくお願いいたします。



こんにちは。入社2年目の奥田憲と申します。大学を卒業して税理士を目指したいという思いと様々なありがたいご縁もあり昨年入社しました。休日は飲んだくれている23歳です。若いっていいねとよく言われますが、なかなかお酒が抜けなくなってきたり歳を感じるようになってきている気がします…。感謝の気持ちを忘れず、仕事終わりの最高の一杯を楽しみに日々精進していきます。まだまだ力不足のところもありますがよろしくお願いいたします。

初めまして、森俊介です。昨年5月に松阪から四日市へ引っ越して入社しました。1年経った今でも仕事と生活を両立させることが大変です。また税理士資格取得も目指しているので勉強も頑張っています。私の趣味は、野球・テニスです。休日に野球観戦で東京や名古屋等に行ったりします。また、ゴルフを最近始めたので運動不足を解消したいです。今後とも宜しくお願いします。



<編集後記>

初めての編集作業に緊張の連続でしたが、
「よつば通信」いかがでしたでしょうか？
最後までお読みいただきありがとうございました(-)。
(小池・清水)

よつば総合事務所
三重県四日市市泊山崎町13-3
TEL:059-349-1151/Fax:059-349-3211